

第84回福山市農業振興地域整備促進協議会の会議概要

日時：2019年(令和元年)11月18日(月)10時00分～10時50分

場所：福山市役所本庁舎 行政棟3階 301会議室

1. 会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
第1号議案 福山市農業振興地域整備促進協議会副会長の選出について
- 4 協議事項
 - (1) 基礎調査・計画改定について
 - (2) プロポーザル審査について
 - (3) 2020年度(令和2年度)の協議会運営について
 - (4) 事務取扱要領について
 - (5) その他
- 5 閉 会

2. 出席者

委員	熊谷 寿人	福山市議会議員
〃	谷 邊 博人	福山市農業委員
〃	山 本 信之	福山市農業委員
〃	岡 本 卓也	福山市農業委員
〃	安 原 理雄	福山市農業委員
〃	須 藤 薫雄	福山市農業委員
〃	占 部 浩道	福山市農業協同組合代表理事専務
〃	若 井 武	福山市農業協同組合代表理事常務
〃	小野田 正弘	福山市土地改良区副理事長
〃	児 玉 信義	福山市土地改良区副理事長
〃	杉 原 郁充	福山市土地改良区常務理事
〃	沖 誠	福山市土地改良区理事
〃	児 玉 利昭	福山市土地改良区理事
〃	粟 井 英次	広島県東部森林組合代表理事組合長
事務局	岩 木 則明	福山市 経済環境局 経済部長
〃	池 田 昌弘	福山市 経済環境局 経済部 農地課長
〃	林 茂 晃	福山市 経済環境局 経済部 農地課 次長
〃	瀧 川 滋雄	福山市 経済環境局 経済部 農地課 調整員
〃	藤 岡 貴世	福山市 経済環境局 経済部 農地課
〃	三 好 千鶴	福山市 経済環境局 経済部 農地課
〃	田 川 能規	福山市 市民局 松永支所 松永建設産業課長
〃	結 城 義博	福山市 市民局 北部支所 北部建設産業課長
〃	渡 辺 幹康	福山市 建設局 土木部 沼隈建設産業課長
〃	山 崎 義秀	福山市 市民局 神辺支所 神辺建設産業課長

3. 会議概要

議 題

第1号議案 福山市農業振興地域整備促進協議会副会長の選出について

(議 長) 第1号議案会長及び副会長の選出について事務局からの説明を求めます。

(事 務 局) 福山市農業振興地域整備促進協議会委員の任期が2019年(令和元年)8月31日をもって満了し、新たな委員の委嘱により、会長及び副会長が不在となっています。協議会条例第3条により、会長及び副会長の互選についてお諮りします。

(児玉委員) 事務局一任

(事 務 局) 今、委員の方から事務局一任とのお声をいただきましたので、事務局案を提案させていただきます。よろしいでしょうか。

(委 員) 異議なし

(事 務 局) 事務局案といたしましては、会長に熊谷寿人委員、副会長に占部浩道委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(委 員) 異議なし

(事 務 局) ありがとうございます。会長に熊谷寿人委員、副会長に占部浩道委員に決定いたしました。

協議事項

(1) 基礎調査・計画改定について及び(2) プロポーザル審査について一括して説明

(事 務 局) 資料を基に説明。

(議 長) 質問、意見等はございませんか。

(杉原委員) 先ほど事務局から説明のあった農業振興地域整備計画の策定にあたって考慮すべき事項(案)の3のア～タのことですが、ここに列記してあるものは漠然としたものです。これから業者発注していく中でア～タの事務局としての具体を示してください。

(事 務 局) 事務局としての具体ですが、まず集中的に一番整備に取り組む事業の地域としては、当初の農林整備課・各支所の建設産業課の今後の事業計画を確認し、また土地改良区の今後の事業計画を確認した上で、集中的に取り組む地域をと考えています。基盤整備、農業用道路・用排水施設等を取組んでいる地域をまず確認させて頂き、そういった所は必然的に農用地区域に指定していく考えです。またエ・オのあたり将来インフラや農業基盤の縮減・廃止の可能性のある地域については都市計画の観点、道路整備の観点とかまず地図上に落としした上で、どのような施策を行われるか可視化して、将来そこがどうのようになっていくか議論を進める中で調整を図ってまいりたいと思っています。農業の振興と言うことについて、スマート農業とか具体について細かいものをお示しするものはありませんが、現在市内の担い手となりうる方々が非常に少なくなっている状況で、他市町村・県外からのIターンUターン等の方々の農業を支えるような施策とか、一定のまとまりのある農地については可能な限りスマート農業のような効率的な農業が出来るような施策を検討する中で、そういうエリアも可能であれば設定していきたいと考えている。

(杉原委員) 今回一般競争入札で発注するにあたり、やはり福山市として農業振興地域の整備計画の中で農業振興のあり方について福山市の考え方をしっかりと受注

する業者に示していかないと。業者オンリーの形では本来の農業振興地域整備計画にならないと思う。見直しについてはありましたが具体的なものをもっともっと福山市の内部の中でつめて仕様書の中でうたって貰う事を希望します。

(沖 委 員) 農業振興地域内の農地について伺いたい。現況農地だが、法務局の登記地目が雑種地とか池のものについてはどのように対応すれば良いのか？箕島の釣ヶ端新開振興地域内の話ですが現状は農地として作っているが、法務局の登記地目が池・雑種地・原野になっている。同じように事業を行っているが、振興地域でいえば農地では無い事になるのでどうすれば良いか？

(事 務 局) 考え方としては現況主義ですから、農振法では「現況農用地」を農振に指定することになっています。農地法上も「現況農地」として法の規制がかかるものになるが、法務局の登記地目が農地でないものについては、所有者が農地でないものにしようとした時には、例えば所有権移転して建物を建てることは現実的には出来ます。農業振興地域整備計画を改定するにあたりましては、現在のエリアを指定して農振地域から除外された地番が確認できる表示に現在なっているが、今後はどの土地が農振地域の農用地に含まれる土地だよと言うものが解るものに表記を改めようとしています。そうしますと登記地目が農地でないものについても農用地に指定することはできます。でも登記が農地でない以上、転用を伴う所有権移転など小さい農地の場合法務局で通ってしまうことになっています。

(沖 委 員) ということは農業振興地域内における事業に関しては除外という事ですか？それとも続行と言うことですか？

(事 務 局) 事業の受益地になっているが転用されるのは問題ないかということですか？

(沖 委 員) 受益地ではないのですが、振興地域になるのか？

(事 務 局) 事業を行うに当たって受益地として含められるという意味か？

(沖 委 員) 受益地負担金についてだ。

(経済部長) 実際改良区のほうで受益者負担金を徴収する基準の中に、費目・用途に関する事項というのは定められたものはありますか？

(杉原委員) 他の土地改良区はわかりませんが、福山市土地改良区では登記地目です。国の指導です。

(沖 委 員) 現況農地であれば今ならそのまま登記を農地にしてもらわないと。直してくれと言うのは今なら出来るのでは？どうですか。

(事 務 局) 現況にあうように登記もするようにと不動産登記法上もそういうことになっているが、行政からお願いは出来ても強制力はないと考えます。整備計画を整理する上では現況農地であれば見かけ上は入っている形だが、登記上が農地でないものは残念ながら転用は可能。登記が農地でないものは指定するのは難しいと考えています。

(沖 委 員) ということは対応できないということですね。

(事 務 局) 対応する方法があるかどうかについて検討はいたしますが、現況では難しいのではないかという考えでございます。検討はさせていただきます。

(3) 2020年度(令和2年度)の協議会運営について及び(4)事務取扱要領について説明

(事 務 局) 協議会の開催につきましては、現在の年3回といたしまして、そのうち年に2回行っております農用地域からの除外につきましては、行う計画の重要な変更

について、協議をお願いするというところで、かねてこの協議会でも協議を進めさせていただいたところがございます。また農用地区域からの除外につきましては、資材置場及び太陽光発電施設については、2020年度から基本的には受付をしないというところで、この協議会で議論をさせて頂いたところでもございました。この事につきましては、市のホームページ等を通じまして、市民周知に努めて参りましたが、計画改定に必要な庁内体制を整備し、協議を進めて参る中で、除外理由の見直しについては、猶予期間を設け、さらなる市民周知に必要な手続きを踏むべきであると、このような議論に達したわけでありまして。このことから、事務取扱要領の変更については計画を改定するというタイミングで、実施できればと考えております。また協議会での除外審査の点についても、事務取扱要領の改訂が、できないままで除外審査をして頂くことはできないので、同じタイミングで実施したいと考えております。また、こうした対応をすることで、かねてから皆様にご指摘をされております、除外後における、変更理由以外での用途となる事案の懸念がございますので、これに対する防止対策についてもご報告させていただきたいと思っております。まず、前回2019年(令和元年)6月申請の除外手続きにおきまして、履行状況の報告や除外後の他用途利用にかかる措置について、ご意見を頂戴いたしました。このことについては農振法の中で履行状況の報告を求めたり、除外後の他用途利用に関する罰則等を設ける根拠が残念ながらも、また都市計画法の開発許可基準においても、これをもって不許可とする根拠がありませんでした。また一方で農地法には、転用許可に条件を付すことができると規定がありまして、農業委員会におきまして、現ガイドラインに基づきまして、許可の面積が2000平方メートルを超える事案、資材置場など建築以外の用に供するもので、300平方メートルを超える事案については、工事の完了届の提出を条件とした許可が現在もなされているところでもあります。農業委員会では許可条件の履行状況につきましては、確認がなされておりますので、今後もこの条件が確実に履行されるように調整を図って参ります。ただし先ほど申し上げた中に、一旦許可条件が成就した案件につきまして、その後の他用途利用について、法的に規制する根拠が今のところ見つかっておりません。こうしたことから、「除外後の事務取扱」につきまして、転用後の他用途利用に対し、規制をかける手段が、残念ながら、見当たらないところでもあります。市としてもこういった事案を防ぐことができないかということも、考えておきまして、他用途利用への懸念については、明確な線引きが難しいということもありまして、これを防ぐためには、除外をしないということが、基本となると考え、対応策を考えて参りました。その結果、かねて協議会、それから個別の説明と比べて、時期が遅れての措置となることについては、申し訳ございませんがこの計画改定ができるまでの間に、確実に他用途利用への懸念を払拭して参りたいと考えています。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げまして、協議事項(3)福山市農業振興地域整備促進協議会の運営について、および協議事項(4)事務取扱要領についての説明とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

(杉原委員) 農用地区域からの除外については、条例第1条に規定する重要事項となることから、協議会での審議を行うことで、調整を図ることとした。今回ね。現行の条例の中に、すでに計画の策定および云々重要事項を協議すると定めら

れている。現行の条例 1 条の運用というか、実施の内容と、今回の協議会の審議での実施の整合性を説明してください。

(事務局) 協議会の条例につきましては、今杉原委員がご指摘いただきました通り、第 1 条に重要事項を審議すると、言うことになっております。本来であれば、この条例に従いまして、審議をするということが必要でありますから、それに向けて準備を進めてまいりました。しかし審議をしていただくためには、審議をするためのものさしと言いますか、どのような市の考えで、除外を認めていくのか、どのような形で計画を改訂していくのか、このことについて、協議会の中でしっかりと、その方向性でありますとか、その可否について、事前の合意形成ができていないと、協議会の場でご意見をいただいて審議をすることができないと考えております。従いまして、市が定めております事務取扱要領、これは内規でございますけれども、その中身については、協議会の方でお墨付きと言いますか、この内容であれば、除外の計画の改定について協議ができるという、その体制を整えた後に、協議会での審議をさせていただくように、準備を進めてまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

(杉原委員) 再度申し上げますけれども、先ほど提案されましたように、協議会の開催については、年 3 回とし、年 2 回行っている農用地区域からの除外については、福山市農業振興地域整備促進協議会条例第 1 条に規定する、重要事項となることから、すでに条例は、私が承知しているのでは、昭和 48 年 4 月 1 日の条例施行以来、これは変わってないと思います。私の承知しているのでは、年 2 回の重要案件については、協議会に計っていましたよ。それがいつこのような形で、このたびなぜ、必要な事項を計ることとしたという、その整合性をお示してくださいということです。

(事務局) 杉原委員さんが言われましたとおり、協議会条例ができた当初それから過去を調べましたが、1999 年までは、実際に、協議会の中で、除外の可否を審議するという協議がなされておりました。それが、2000 年の段階で、国のガイドラインが制定されましたところ、それ以前は、国の通知によりまして、審議会において協議を行うことと規定されていたものが、協議会等において調整を図るというような書きぶりにですね、国の方のガイドライン等が制定されたことによりまして、その用件がなくなっております。当時の書類が残っておりませんので、確実にそうだと申し上げることがなかなかできないのですが、国の運用通知からガイドラインへの変更に伴いまして、要件から外れたことに伴って、その時から協議会での審議をしなくなった、と、このように認識をしております。ですが、委員さんが先ほどおっしゃられましたように、その時に本来であれば条例を改正することで、協議をしないという風にしておくべきところを、それをしていなかったということもあります。ですが、実際に、今後農業振興地域整備計画を見直す中で、この重要な協議というのはおこなっていくべきと、考えておりまして、条例を現状に合うように直すのではなく、現在の条例に合った形で協議を進めていきたいと。そのためには先ほど申し上げました通り、事務取扱要領等をきちんと整えまして、皆さんにお計りをして、取扱いを図っていききたいとこのように考えております。

(杉原委員) 部長さんにお伺いします。事務局の説明によりますと、2000 年度（平成 11

年度)以降, 審議をされていないと, ここでは協議ですかね, 条例で言えば。これについては, 協議会に対してうそぶいてきたということですが, 今日まで。これどのようにお考えですか。

(経済部長) 今, 担当次長がご説明しました通り, 2000年に国のガイドラインの見直しが行われましたが, この農用地区域からの除外といたしますのが, 重要事項であるという, この事実は変わることはないのですが, 重要事項であるとして, 国のガイドラインの変更によって, 協議会によって審議を行わなければ除外をできない事項といったことから, 取扱い上外れたという事実も, これもまた事実としてあるわけでございます。今現在, 重要事項である, 除外という行為が, 重要事項であるという事実は変わりませんので, 今段階, 改めて, この協議会で審議を行うべき事項として, 改めて整理をさせていただこうということで, こうした整理をさせていただいたということでございます。これまで協議会で審議をすべきところではなかったのかという疑義がありかもしれませんが, 今後将来に向けまして, しっかりとご支援を頂けるように, 改めさせていただきたいと思っておりますので, ご理解, ご協力をいただきたいと思います。

(杉原委員) 誠に綺麗なご答弁なのですが, それでは2000年もしくは, 1999年, 2000年に, 国のガイドラインが変更されたわけですから, 1999年度もしくは2000年度の協議会で, このような説明をされておられますか。議事録を精査されましたか?お尋ねします。

(事務局) ご回答申し上げます。議事録の精査をしたかったのでありますが, 残念ながら保存年限が終了しておりますので, 資料が残っておりませんでした。従いまして, その確認は, 申し訳ございませんが, できておりません。

(杉原委員) 国の書類の破棄と同じような答弁ではだめですよ。会長。条例に基づく協議会ですよ。任意の組織ではないのだから。福山市の条例に基づく, この協議会をですね, そのような形で, 保存年限を過ぎているからという, そういう話ではないでしょう。何年ですか保存年限は。

(事務局) 現在の協議会の内容につきましては, 保存年限は5年に設定をさせて頂いております。

(杉原委員) 1973年(昭和48年)以来全部, 全て保存年限は5年になっていますか。

(事務局) 除外の個別案件の書類につきましては, 永年になっておるのですか, 協議会の開催については, 5年になっており, 過去の書類は残っておりません。直近と5年しか存在しておりません。

(杉原委員) いずれにしても, 今申し上げましたように, 福山市の条例に基づく協議会の議事録を, 保存年限が5年なら5年でしょう。しかしながらですね, 条例の改正をしないで, 実際の事務運用をするというのは, もってのほかですよ。そういう意味で部長さんにお答えをいただきましたのですけれども, あまりにもきれいな言葉ですので, 私はもうこれ以上は申し上げません。以上です。

(経済部長) お時間がないところでございますけれども, ご指摘につきましては, 非常に重く受け止めさせて頂きたいと思っております。条例で定められたことに関しまして, 条例を改正して行くべきこと, あるいは, 運用に関して, 事務取扱要領等々で定めて, 整理をしていくべきことであろうと思っております。今回, 今の協議会での審議の状況, あるいは, 農用地区域からの除外に関する状況

といったものを色々と考えさせていただきまして、今後、将来に向けての協議会運営、それから、事務取扱要領の内容、市民への理解を得ていく取り組み内容、そういったものを、しっかりと整理をしてやって行きたいというふうに思っておりますので、委員の皆さまがたには、今後とも、しっかりとご意見をいただきながら、させていただきたいと思っております。大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

(5) その他

(事務局)

その他につきましては資料も用意していないのですが、スケジュールということで述べさせていただきたいと思います。例年ですね、3月に協議会を開催させて頂いて、1年間の除外等についての報告を行なっておりますけれども、こちらにつきましては、かねてプロポーザル審査をかねて行うという話でしたが、先ほどご協議をいただく中で、一般競争入札ということになりましたのでプロポーザル審査という項目については、なくなります。6月の除外、12月の除外、こちらにつきましてはの件数でありますとか、地域ごとの面積でありますとか、こういったものにつきましては、必ず、協議会の方で、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、もう一度お集まりいただく機会がありますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長)

ご意見・質問はありますか？ないようですので、本日の議題については終了させていただきます。